

法律科目試験問題（憲法） 配点 50 点

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

Y県は、青少年(18歳未満の者をいう。)の健全な育成を図るため、Y県青少年保護育成条例を制定し、同条例 13 条において知事が有害図書類を指定する仕組みを設けている。さらに同条例は、有害図書類に指定された図書類を書店等の業者が青少年に対して販売することを禁止した上で、違反した者に対して 30 万円以下の罰金を科すこととしている。

Xはコミック雑誌を発行する出版社であるが、新たに刊行したコミック雑誌が上記条例 13 条 1 項にいう有害図書類に指定され、その旨公示されてしまった。コミック雑誌が有害図書類に指定されると、処罰を危惧する多くの書店が当該コミック雑誌の取扱いを拒否するので、結果として Xに大きな経済的損失が生じるおそれがある。そう考えた Xは当該指定の取消しを求めて提訴しようとしている。

なお、Y県青少年保護育成条例 13 条の規定は以下のとおりである。

第 13 条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

(1) 青少年の性的感情を著しく刺激し、青少年の健全な成長を阻害するもので、次に掲げる基準に該当するもの

イ 陰部、陰毛若しくはでん部を露出しているもの（これらが露出と同程度の状態であるものを含む。）又はこれらを強調しているもので、青少年に対し卑わいな、又は扇情的な感じを与えるものであること。

ロ 全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での自慰の姿態又はこれらの状態での女性の排せつの姿態を露骨に表現するもので、青少年に対し卑わいな、又は扇情的な感じを与えるものであること。

ハ 異性間若しくは同性間の性行為若しくはわいせつな行為を露骨に表現するもの又はこれらの行為を容易に連想させるもので、青少年に対し卑わいな、又は扇情的な感じを与えるものであること。

ニ 変態性欲に基づく行為又は近親相かん、乱交等の背徳的な性行為を露骨に表現するものであること。

ホ 強姦その他のりょう辱行為を表現するもので、青少年に対し卑わいな、又は扇情的な感じを与えるものであること。

(2) 省略

(3) 省略

【設問】

あなたが Xの立場で、Y県青少年保護育成条例の有害図書類規制の仕組みは憲法違反であると主張する場合、どのような憲法論を打ち立てるかを述べなさい。その上で、あなたが Yの立場で、上記の Xの憲法論に反論する場合、どのような反論を行うかを述べなさい。なお、憲法 14 条 1 項違反と憲法 22 条 1 項違反の議論はしなくてもよい。